

令和4年3月2日

保護者の皆さまへ

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

新型コロナウイルス感染拡大に伴う区立園・学校における教育活動等について

区立幼稚園及び小・中学校における感染拡大防止に向けた対応策について、下記のとおりとさせていただきます。保護者の皆さまには、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 「通常授業とオンライン学習の選択制」の実施
現在、「まん延防止等重点措置」期間終了日まで、区立小・中学校での「通常授業とオンライン学習の選択制」を実施することとしています。
学級閉鎖数が減少傾向にあることや、学年末の教育活動等を進めるため、「まん延防止等重点措置」の延長の有無にかかわらず、令和4年3月7日（月）より通常授業を基本とします。
ただし、自宅等でのオンライン学習を希望する児童・生徒には、引き続きオンラインでの授業参加を保障してまいります。
- 2 区立幼稚園について
小・中学校に準じて、学年末の教育・保育活動等を進めるため、分散登園は「まん延防止等重点措置」の延長の有無に関わらず終了し、令和4年3月7日（月）より通常登園とします。
- 3 学校給食について
オンライン学習等により、一定期間、給食停止を希望する場合は、事前に学校へお申し出ください。食材の確保や取り消しには、一定の期間を必要とするため、給食提供の有無について、1日単位や曜日単位で対応することはできません。その場合は、原則、給食は停止せず、給食費の徴収対象となります。
また、登校方法を途中で変更し、給食提供を再開、または停止される場合にも同様に日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。
通常登校再開までの期間が短いため、特例的に、当初期間（3月7日～3月12日）も対象とし、下記①②について、給食を停止された児童・生徒を対象に給食費を徴収いたしません。

①事前の申し出により、3月7日（月）から3月12日（土）の全期間について、家庭等でのオンライン学習を選択した児童・生徒

②感染者、濃厚接触者、学級閉鎖等の理由により出席停止となる児童・生徒

なお、3月14日(月)以降の給食費については通常の徴収方法となります。

4 その他

- (1) 感染による児童・生徒への出席停止や学級閉鎖等の対応は、これまでどおり必要に応じて実施します。
- (2) 行事等の詳細につきましては、各園・校からのお知らせやホームページをご覧ください。
- (3) 今後変更がありましたら、ホームページ、すぐーる等でご案内いたします。

5 人権に関わる配慮について

保護者の皆さまにつきましては、次のことにご留意いただきますようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、濃厚接触者、医療従事者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく不当な差別やいじめ、SNSでの誹謗中傷等は許されることではありません。
- ・見えないウイルスへの不安から、特定の対象を嫌悪の対象としてしまうことで、不当な差別や偏見が起こってしまいます。
- ・不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるものがないよう、正確な情報に基づき冷静な行動をとってください。

【お問い合わせ先】

区立幼稚園に関すること

担当 乳幼児教育・保育支援課

03-6453-1531

区立小・中学校に関すること

担当 教育指導課

03-5432-2703

学校給食に関すること

担当 学校健康推進課

03-5432-2701